

# 建設コープおおさか

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀 1-8-9

http://www.kensetu-co-op.com 電話:06-6533-1675

## 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

### 改正項目

我が国の防衛力強化を目的として、安定的な財源を確保するために、法人税、所得税およびたばこ税の3つの税制措置が講じられている。この措置により防衛力強化のための財源として、2027年度には1兆円強を確保するとしている。

- ① 法人税 (法人税額 - 500万円) × 4~4.5%
- ② 所得税 所得税額 × 1.0% (※復興特別所得税: 所得税 × 1.1%)
- ③ たばこ税 1本あたり3円相当の引き上げ

### 改正内容

#### ① 法人税

法人税額に対し、税率 4~4.5%の新たな付加税が課されることになった。

ただし、計算に当たって法人税額から500万円が控除されるので、中小法人の場合は課税所得 2400万円程度までであれば課税されない見込み。

そのため、この付加税の課税対象は全法人の6%程度と考えられる。

例) 課税所得 2400万円の中小法人の場合

$$\text{課税所得 } 800 \text{ 万円} \times 15\% (\text{※}) + (2400 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円}) \times 23.2\% = 491 \text{ 万円}$$

※中小企業者等の法人税の軽減税率 15%適用の場合

法人税額 491万円 < 500万円につき、課税されない。

#### ② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率 1%の新たな付加税が課税される。

それに伴い、復興特別所得税の税率を1%引き下げる。(現行 2.1%~1.1%)

とともに、2037年まで適用されるはずだった課税期間が延長されますが、具体的な時期は未定となっている。

#### ③ たばこ税

1本あたり3円相当の値上げを行う。

ただし、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、段階的に実施される予定。

### 適用期間

以上の税制措置の施行時期は2024年以降の適切なタイミングから開始し、2027年度に向け、段階的な実施になる見込みとなっている。



## 10月行事報告

<住宅リフォームイキア>

増改築相談員更新研修会

日時: 10月27日(金)

13:00~17:00

場所: マイドーム大阪にて

8名が受講されました

\*\*\*\*\*

大阪府における新型コロナウイルス感染症の発生状況について

### 新型コロナウイルス感染症

年代別感染者数

(11月13日~11月19日)

	男	女	合計
0歳	5	7	12
1~4歳	14	13	27
5~9歳	15	16	31
10代	26	27	53
20代	24	27	51
30代	14	15	29
40代	14	14	28
50代	24	23	47
60代	24	27	51
70代	26	22	48
80代以上	22	30	52
	<b>208</b>	<b>221</b>	<b>429</b>

### インフルエンザの流行状況

現在、注意レベルの基準値「10」を超えています

1歳未満	52	
1~9歳	2420	
10代	1477	
20代以上	825	<b>計 4774名</b>

感染力: 強い。短期間に広範囲に流行

症状: 重い。高熱(38~40度)

経過: 急激な高熱で発症

# 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の概要

## 1. 建築物省エネ法の構成

建築物省エネ法は、建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物の省エネ性能の向上を図るため図 1-1-1 に示す通り、省エネ基準への適合義務等の規制措置と、誘導基準に適合した建築物の容積率特例等の誘導措置を一体的に講じた構成となっている。

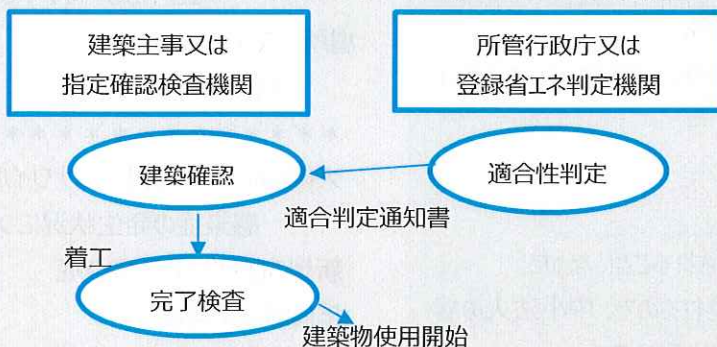
### 規制措置

#### 特定建築物

一定規制以上の非住宅建築物

#### 省エネ基準適合義務・適合性判定（改正）

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合義務
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」）の判定を受ける義務
- ③ 建築基準法に基づき建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保



特定建築主及び特定建設工事業業者が新築する一戸建て住宅など

#### 住宅トップランナー制度（改正）

- ① 特定建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準（建売住宅トップランナー基準）を定め、省エネ性能の向上を誘導  
＜上記基準に適合しない場合＞  
一定数（政令：年間 150 戸）以上新築する事業者に対しては、必要に応じ大臣が勧告・公表、命令
- ② 特定建設工事業業者に対して、その供給する注文戸建住宅及び賃貸アパートに関する省エネ性能の基準（請負住宅トップランナー基準）を定め、省エネ性能の向上を誘導  
＜上記基準に適合しない場合＞  
一定数（政令：年間 300 戸、賃貸アパート年間 1000 戸）以上新築する事業者に対しては、必要に応じ大臣が勧告・公表、命令

#### その他の建築物

一定規模以上の建築物（基準適合義務対象を除く）

#### 届出（改正）

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の書簡行政庁への届出義務  
＜エネルギー消費性能基準に適合しない場合＞ 必要に応じ所管行政庁が指示・命令  
全ての建築物（基準適合義務及び届出義務対象を除く）

#### 建築主への説明義務（新設）

小規模建築物の設計建築士による、建築物エネルギー消費性能基準への適合性の評価と、当該評価の結果の説明義務  
＜評価及び説明を要しない場合＞  
建築主による評価及び説明の不要の意思表示があった場合

### 誘導措置

#### 基準適合認定・表示制度

建築物の所有者は、建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨を表示することができる。

#### 性能向上計画認定・容積率特例（改正）

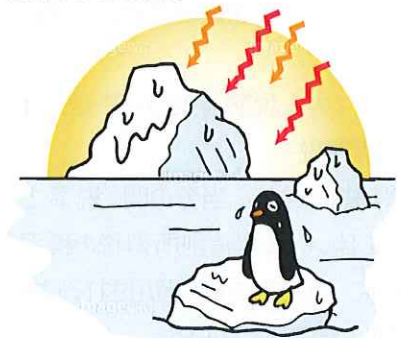
新築等の計画が、誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例を※受けられる。また、複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価することもできる。

※省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

（図 1-1-1 建築物省エネの構成）

#### 【編集後記】

今年もあと 1 か月、地球温暖化によって四季の長さが変わっていくことを感じずにおれない年でもありました。気候変動は季節にどのような影響を及ぼすのか？ 季節外れの暑さ、寒さなど、人・動物・植物すべてものが影響を受けています。この先ますます温暖化が進むにつれ、我々の生活が今まで通り、安心して暮らすことが出来るのでしょうか？



建設コープおおさかの QR コードです。